

意見案第1号

地方自治体における消費者行政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体の消費者行政について、国は、地方消費者行政活性化基金の造成や地方消費者行政推進交付金等の創設など、地方公共団体が実施する消費生活相談体制の整備に対して支援を行ってきたことにより、全ての市区町村において消費生活相談窓口が設置されるなど、どこに住んでいても消費生活相談ができる体制は着実に整備されてきた。

近年、法令により国の権限に属する事務の一部を都道府県が実施するなど、地方公共団体における消費者行政の法執行事務は拡大する傾向にあり、さらには、従来の消費者問題に加え、高齢化・情報化・国際化の進展により消費者被害が深刻化しており、増加する高齢者等の消費者被害を防止するための見守りネットワーク構築の取り組みはもとより、民法改正による成年年齢の引き下げに伴う若年者への消費者教育の推進、持続可能な開発目標であるSDGsの取り組みとして倫理的消費や食品ロス削減の推進、消費者指向経営の推進といった新たな政策課題への的確な対応も求められている。

こうした中、交付金措置が平成29年度で一区切りを迎え、平成30年度以降は交付金の活用期限が段階的に到来することとなり、近年の少子高齢化の進展により地方消費者行政に係る財源の確保が見通せない地方自治体にとっては消費者行政の取り組みの後退が懸念されていることから、国は、今後、これまでの地方消費者行政の基盤を維持するだけでなく、引き続き、地方公共団体における財源を適切に確保して取り組む必要がある。

よって、国においては、地方自治体における消費者生活相談体制の整備や消費者行政の充実・強化を図るため、次の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 現行の地方消費者行政強化交付金の継続・拡充はもとより、我が国全体の利益に資する取り組みについては、恒久的な財政支援を早期に措置すること。
- 2 地方自治体における消費者行政を担当する職員を確保するための支援を行うとともに、その資質の向上のための研修を充実させるなど、体制強化に向けた施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
消費者庁長官

各通

北海道議会議長 大谷 亨